

【応募方法】大学推薦  
【学内応募締切】2021年11月2日(火)16時  
【提出先】美術教務係・音楽学生募集係・  
映像教務係・国際芸術創造教務係  
(所属するキャンパスの事務室)

## 公益財団法人長谷川留学生奨学財団2022年度（第19期生）奨学生募集要綱

公益財団法人長谷川留学生奨学財団（以下「本財団」という）は、本財団奨学金により、都内の大学において勉学・研究を行うアジアからの外国人留学生を下記により募集いたします。

《記》

### 1. 趣旨

本財団の奨学金制度は、東京都内に在住し、都内の大学に在籍するアジアからの留学生に対し、奨学金の援助を行い、より充実した勉学・研究を継続させることにより、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

### 2. 応募者の資格

- (1) アジア各国からの留学生（国費留学生は対象外）
- (2) 都内の私立、国公立大学に在籍し、学長または学部長の推薦を得た者
- (3) 都内に在住の留学生
- (4) 受給期間が1年未満の留学生は応募できません。

### 3. 募集人数45名前後

短大生2年生（2022年4月現在）

大学生2年生以上（同上）

大学院生

### 4. 支給期間及び支給金額

#### (1) 支給期間

- ①短期大学生1年間
- ②大学生2年間(4年次から受給の者は1年間、但し修士課程進学の場合は2年間)
- ③修士課程2年間(2年次から受給の者は1年間、但し博士課程進学の場合は2年間)
- ④博士課程2年間(3年次から受給の者は1年間、但し医、歯、獣医学系の者で、3年次から受給の者は2年間、4年次から受給の者は1年間、薬学系で4年課程の者は医、歯、獣医学系の者に準ずる。)

#### (2) 支給金額

- ①大学院生月額110,000円
- ②大学・短期大学生月額90,000円

### 5. 選考

#### (1) 選考方法

- ①推薦内容審査内容：選考委員会による推薦内容の審査
- ②面接試験 内容：選考委員会による面接試験（勉学への意欲など、人物中心）

実施時期 2022年1月30日(日)

(2) 選考結果

選考結果については、推薦者である各大学の学長または学部長を通じて通知する。

6. 応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍する大学を通じ、本財団事務局に2021年11月26日(金)までに提出のこと。

提出された書類は一切返却しない。

(1) 申請書類(所定の用紙による) . . . . . 正本1通

(2) 写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの6×4cm上半身・正面・脱帽)  
. . . . . 2枚(1枚は申請書に貼付)

(3) 在籍大学既修成績証明書(評価基準付) . . . . . 正本1通  
《成績証明書のない大学1年次の方は認めない。半期の成績証明書は可》  
《修士課程・博士課程前期の1年次の方は、大学4年生時の成績証明書》  
《博士課程・博士課程後期の方は、大学4年生時およびそれ以降(修士課程)の成績証明書》

(4) 出身国最終学歴における成績証明書 . . . . . 1通(写しでも可)

(5) 在籍大学の学長または学部長の推薦状(所定の用紙による) . 正本1通

(6) その他専攻により現在の研究テーマを有する場合はその研究概要の書類、資料 . . . . . 1部

(7) 資格等取得している方は、取得証のコピー . . . . . 1部

(注1) 提出書類は日本語または英語により作成する。

(注2) 申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない。

7. 奨学金支給の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある。

(1) 奨学生が休学又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

(2) 奨学生の学業又は素行などの状況により、指導上必要があると認めたときは奨学金の支給を停止する。

(3) 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の支給を廃止する。

①留年したとき。

②傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。

③奨学金を必要としない理由が生じたとき。

④前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。

#### 8. 注意事項

(1) 本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。

(2) 奨学金の受給条件に変化が生じたときは、速やかに届けること。

(3) 奨学生は留学期間中、日本語学習、専門の勉学・研究以外に、日本及び東京に対する理解を深めるように努めなければならない。

(4) この要綱に記載してある事項について、不明な箇所又は他に疑問があれば本財団に文書で照会のこと。

以上